



入札等についての注意事項

1 買受人の制限

国税徴収法第92条により、滞納者及び税務関係職員は直接、間接を問わず入札をすることはできません。また、日向市暴力団排除条例第2条第1号から第5号までに該当する者は、買受人になれません。さらに、国税徴収法第108条により、公売の参加を制限することがあります。

2 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。
なお、不動産の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。
- (2) 入札者は所定の入札書により売却区分の番号ごとに入札してください。
- (3) 同一売却区分番号について同一人が2枚以上の入札書を提出することはできません。この場合、当該入札書はいずれも無効となります。
- (4) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり抹消したりしないでください。入札金額を訂正した者は無効として取り扱います。書き損じたときは、書き損じた入札書と引き換えに新しい入札書を交付いたします。なお、入札書には、住民登録上の住所、氏名(法人においては、商業登記上の所在地、商号)を正しく記載してください。架空の名義又は他人の名義を使用すると公売の参加について制限を受けることとなります。
- (5) 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」をつけてください。
- (6) 一度提出した入札書は入札期間内であっても、引き換え、変更又は取り消すことはできません。
- (7) 法人名で入札される場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有することを証する書面(商業登記簿等)を入札に先立って提示してください。また、代理人(法人名において入札を行う場合において、代表権限を有しない方が入札される場合も同様です。)が入札される場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- (8) 数人が共同して入札する場合には、共同入札人各人の住所(所在地)及び氏名(商号)を連署した上、各人の持分を明記してください。

3 公売保証金の提供

公売保証金の提供を要する公売財産について入札は、その提供後でなければできません。公売保証金は同一の入札者が複数の物件について入札する場合であっても、売却区分番号ごとに納付してください。

4 公売保証金の提供及び買受代金の納付

公売保証金の提供及び買受代金の納付は、原則執行機関が指定する銀行口座への振込みに限ります。

5 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

6 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、売却区分番号ごとに入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者に対して行います。

7 次順位買受申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、次のすべての要件を満たす入札者から次順位による買受けの申し込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額について高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

8 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

9 追加入札

開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で後日追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじで最高価申込者を決定します。なお、次の事項に御注意ください。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき方が入札をしない場合は、国税徴収法第108条の規定により、今後の公売の参加を制限することがあります。



10 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった入札者に対しては、公売終了後に「入札申込書兼公売保証金還付請求書」に指定した口座に公売保証金を返還します。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

公売保証金の返還を受けられる方は、入札申込書兼公売保証金還付請求書の裏面に金額・住所・氏名を記名捺印し、収入印紙(一通につき200円)を貼付のうえ提出して下さい。なお、公売保証金の記載金額が5万円未満のもの及び営業に関しないものについては収入印紙を貼付する必要はありません。

なお、買受人が買受代金をその納付期限までに納付しない場合、あるいは、公売に際して不正及び妨害等の事実がある場合には、それらの者が納付した公売保証金は返還されず、今後の公売参加を制限することがあります。

11 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

12 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額(公売保証金については買受代金の一部とみなします。)を、売却区分番号ごとに各執行機関が指定した銀行口座に振込にて納付してください。

13 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得しますが、執行機関は引渡し義務を負いません。また、買受代金納付後に生じた財産のき損及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。なお、取得に許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。農地等の権利移転の時期は、農業委員会等による許可又は届け出の受理があったときです。

14 契約不適合責任

執行機関は公売財産について契約不適合責任を負いません。公売財産が不動産の場合は現況による取得とし、面積は登記簿によります。

15 権利移転の手続等

公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了し、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに提出してください。

なお、手続きに要する費用(移転登記の登録免許税及び嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。

16 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取消します。

- (1) 県税、市税等の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき。
- (4) 国税徴収法第114条の規定により、買受申込等の取消しがされた場合。

17 公売物件の詳細

公売物件の図面、写真及び権利関係の詳細を記載した物件明細書は、執行機関で閲覧することができます。

その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。